

令和5年7月6日
人形峠環境技術センター

「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定に係る変更認可申請の一部補正」に関する核物質防護規定及び保障措置への影響について

人形峠環境技術センター 核燃料物質使用施設保安規定に係る変更認可申請の一部補正に関する核物質防護規定（以下「PP 規定」という。）及び保障措置への影響の有無についての確認結果は以下のとおり。

1. 申請の概要

- 放射線業務従事者に係る外部被ばく線量の測定について、外部機関への委託に当たっては、品質マネジメントシステムの調達プロセス等により当該測定の品質を確保することを明確にする。
- 保守及び改造作業の実施に当たって、その内容が核燃料物質の使用の許可申請事項の変更に関わる場合は、第50条第1項に規定している職位が核燃料物質の使用の変更の許可申請の手続を行うことを明確にしておく必要があることから、同条の変更を取り下げる。

2. PP 規定及び保障措置への影響

- PP 規定：影響なし
（理由）今回の申請に伴う核物質防護措置に関する運用等の変更はないため、PP 規定への影響はない。
- 保障措置：影響なし
（理由）・既定の査察実施に支障なし ・監視カメラの視覚障害なし
・監視カメラの移設不要 ・環境サンプリングに支障なし
・保障措置実施手順書の履行に支障なし ・入域制限措置不要
・DIQ の変更不要 ・計量管理規定の履行に支障なし

以 上